

## 足場の組立て等作業主任者技能講習の受講資格をご存知ですか？

(足場組立て等従事期間 3 年間について)

足場の組立て等作業主任者技能講習を受講するためには年齢が 21 歳以上の方で、原則的に足場の組立て等の業務に 3 年以上（例外的に 2 年以上の場合もあります）の従事経験が必要です。

平成 29 年 7 月 1 日以降は、さらに原則的に「足場組立て等の業務に係る特別教育」を受講していない方が足場組立て等の業務を行うと無資格従事となります。そのため、無資格従事期間は足場作業主任者技能講習受講資格の従事経験日数に算定されません。原則的には平成 29 年 7 月 1 日以降の従事期間を含めて 3 年以上の従事期間にする場合は「足場組立て等の業務に係る特別教育」受講後の従事期間を含めて 3 年以上の組立て等経験がなければ足場の組立て等作業主任者技能講習の受講資格としては認められません。

